

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年12月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年1月12日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成22年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西笠山地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高丸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 吾平地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下倉下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 龍満地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大沢池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北砂古池地区	〃
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 岡の上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下西荒地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上ざこ地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 八王子地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 鎌野西地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下池地区	〃